

ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を  
求める意見書

我が国は、ミャンマー連邦共和国（ミャンマー）に対し、政府開発援助（ODA）を通じ、民主化や経済発展のための取り組みを全面的に支援してきました。このような中、昨年2月1日に発生したミャンマー国軍による軍事クーデターは、同国の民主化への努力と期待を踏みにじるものであります。

また、クーデター以降、国際社会の度重なる呼びかけにもかかわらず、国軍及び警察による暴力によって、多数の死傷者、拘束者及び避難民が発生している状況は断じて受け入れ難く、強く非難するものであります。

この事態に対し我が国は、ミャンマーに対する最大の援助国である立場を生かし、国際社会とも連携しながら、ミャンマー国民の自由と人権を取りもどすための取り組みを積極的に進めていくことが求められます。

よって、本議会は、国会及び政府において、あらゆる努力を尽くし、ミャンマー国軍指導部に対し、民間人への残虐行為の即時停止、不当に拘束された国内外の人々の即時解放、民主的な政治体制の早期回復等を求めるとともに、避難民に対する緊急支援の提供やミャンマー国軍に対する武器輸出禁止に向けて取り組むよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年3月15日